

高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業 Q&A

番号	質問	回答
1	2号被保険者は対象になるか。	なりません。 新規入所者の内、65歳以上の方が対象です。
2	既入所者で、病院から退院してこられた方は対象になるか。	なりません。 新規入所者のみ対象です。新規入所者であれば対象となります。
3	ショートステイ利用者は対象になるか。	なりません。 新規入所者のみ対象です。
4	他市からの入所者も対象になるか。	なります。 高槻市内の対象施設（特養・老健）への入所者が対象です。
5	入所者や施設が独自で実施した（PCR等の）検査は補助対象となるか。	なりません。 市が（委託業者によって）検査を実施します。 委託業者は「株式会社保健科学研究所」です。（それ以外の業者はありません）
6	検査の種類は何か。	新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査のうちTMA法による検査を行います。 検体の採取方法は「鼻腔拭い液方式」です。「鼻咽頭拭い液方式」ではありませんので、検体採取に専門資格は不要です。（本人・家族・施設職員でも可能です。）
7	症状のある新規入所者も対象か。	検査時点で発熱や咳等の症状が無い方が対象です。 検査時点で行政検査の対象となっている方は対象外です。
8	何度でも検査できるのか。	新規入所のタイミングで1人1回までです。
9	申請・検体提出のフローはどのような形か。	別添事務フローをご確認ください。 事前に検査キットを施設へお渡しします。 施設入所の申込を経て、入所決定をされるタイミングで当事業をご案内下さい。入所者が検査を希望される場合は、対象者に合致するか確認の上、申請書様式の提出を受けて下さい。 申請書類を市へFAXした上で、検体採取を行ってください。 採取した検体を（提出方法に基づき準備した上で）申請書類と併せて、市窓口へ（ <b>市役所開庁日の午前中に</b> ）提出して下さい。

10	検査・結果通知のフローはどのような形か。	別添事務フローをご確認下さい。 市は提出された検体を委託業者へ提出します。 検査結果は翌日中に、市と施設へFAXが届きます。 【陰性であった場合】施設から利用者へ結果通知をお願いします。 【陽性であった場合】市及び保健所から利用者へ結果通知を行います。
11	この事業はいつまで実施されるか。	本事業は令和3年2月及び3月の2か月間を想定しています。（予算措置済み） 次年度以降は検討中（予算要求中）ですので、確定し次第改めてご案内いたします。